

令和3年9月三種町議会定例会会議録

令和3年9月7日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	三浦敦	2番	平賀真
3番	伊藤千作	4番	
5番	児玉信長	6番	清水欣也
7番	加藤彦次郎	8番	後藤栄美子
9番	成田光一	10番	大澤和雄
11番	高橋満	12番	工藤秀明
13番	堺谷直樹	14番	安藤賢藏
15番	小澤高道	16番	金子芳継

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	長	田川政幸	副町長	檜森定勝
総務課	長	石井靖紀	企画政策課長	工藤一嗣
税務課	長	小松仁	町民生活課長	荒川浩幸
福祉課	長	清水真	健康推進課長	佐々木恭一
農林課	長	工藤伸也	商工観光交流課長	牧野誠一
建設課	長	進藤敦	上下水道課長	近藤光明
琴丘支所	長	渡邊裕子	山本支所長	皆川和華子
会計課	長	平澤仁美	教育長	藤田良博
教育次長		後藤誠	農業委員会事務局長	嶋田修一
代表監査委員		田中金光		

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	後藤芳英	議会事務局長主査	池内和人
議会事務局長主任	近藤亜美		

一、本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸報告
- 第 4 町長の行政報告
- 第 5 請願・陳情（請願第 1 号及び陳情第 4 号）の一括上程、委員会付託
- 第 6 報告第 4 号 令和 2 年度三種町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 7 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 8 令和 3 年度補正予算議案（議案第 5 4 号から第 6 1 号まで）の一括上程
- 第 9 条例・単行議案（議案第 6 2 号から第 6 4 号まで）の一括上程
- 第 1 0 令和 2 年度決算（認定第 1 号から第 8 号まで）の一括上程
- 第 1 1 決算特別委員会の設置について（認定第 1 号から第 8 号までの委員会付託）
- 第 1 2 決算特別委員会委員の選任について

議長 金子芳継は、令和 3 年 9 月 7 日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前 1 0 時 0 0 分 開会）

**議 長（金子芳継）**

ただいまから令和 3 年 9 月三種町議会定例会を開会いたします。  
ただいまの出席議員数は 1 5 名であり、定足数に達しております。  
会議に入る前に注意事項を申し上げます。  
感染防止のため、発言の際もマスクを着用してください。  
本日の会議を開きます。  
書記には後藤君を任命します。  
説明員として、町長、教育長及び代表監査委員の出席を求めています。  
日程第 1. 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員には、会議規則第 1 2 4 条の規定により 2 番、平賀真議員、及び 3 番、伊藤千作議員を指名いたします。  
日程第 2. 会期決定の件を議題といたします。  
本定例会の会期について、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

**議会運営（工藤秀明）**

**委員長**

おはようございます。

令和 3 年 9 月三種町議会定例会に当たり、9 月 1 日に議会運営委員会を開催し、会期等について協議しましたので、その結果をご報告申し上げます。  
皆様のお手元に配付しております会期日程のとおり、会期は、本日から 1 7 日までの 1 1 日間としております。

なお、提出案件は、報告 1 件、諮問 1 件、議案 1 1 件、決算 8 件、請願・陳情 2 件となっておりますので、議員各位の慎重かつ円滑なご審議をお願い

申し上げて報告といたします。

議長（金子芳継）

議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり、本日から9月17日までの11日間とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日から9月17日までの11日間に決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告をいたします。

監査委員より令和3年5月分、6月分、7月分の例月出納検査及び定期検査の報告がありました。

また、お手元に配付いたしましたとおり、町長より地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、提出第4号一般社団法人三種町農業公社の経営状況等を説明する書類が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4. 町長より行政報告を求めます。町長。

町長（田川政幸）

おはようございます。

9月議会定例会の開会に当たり、6月議会定例会以降の町の動きなど、町政の概要をご報告申し上げ、議員各位及び町民各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対応等についてご報告申し上げます。

政府は、全国で極めて感染力の強いデルタ株の感染者が急増していることから、現在、21都道府県に緊急事態宣言、12県にまん延防止等重点措置を発令しております。変異株が猛威を振るい、国内の新規感染者も過去最多を記録するなど、特に若い世代の感染者が急拡大しております。

県内においても、夏休みやお盆を迎える中、県外との往来に起因する感染例が増え、1日の感染者数が2桁に達し、8月11日に秋田県独自の警戒レベルが「3」の「協力要請」から「4」の「要請」に引き上げられております。

町としましても、防災行政無線で、県外との往来の自粛、大人数、長時間にわたる会食を避けることなどを呼びかけており、町民の皆様におかれましては、ワクチン接種が済んだからということに油断せず、これまで以上に感染防止対策の徹底をお願いいたします。

新型コロナウイルスワクチンの接種状況については、8月31日現在、優先接種対象となっている65歳以上の高齢者7,342人中6,382人が2回の接種を終え、接種率は86.9%となっております。65歳未満の方へは7月1日に接種券を送付し、8月7日から山本ふるさと文化館で集団接

種を開始しており、11月14日まで12歳以上の方に集団接種を実施することとしており、1回目の接種を終えた方は、7,518人中4,356人で、接種率は57.94%となっております。ワクチンに対する副反応について様々な報道がなされているところですが、感染防止、重症化防止の観点からも、町民の皆様の接種をお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症に対応した経済対策等について申し上げます。

売上高が減少している中小企業者等に対して支援金を支給する第3次中小企業者等事業継続支援金については、6月30日に申請期限を迎え、交付実績は225件、4,850万円となっております。また、この支援金の交付決定を受けた事業者の賃料に係る負担を軽減する第2次中小企業等家賃支援金については、7月30日に申請期限を迎え、交付実績は27件、275万6,000円となっております。

プレミアム付商品券発行事業については、事前申込み方式により募集を行ったところ、発行数2万セットに対し2万153セットの申込みがあり、発行数を上回りましたので、抽選により当選者を決定しております。当選者へは、商工会から購入引換券が送付されておりますので、9月30日の引換期限までに、商品券と引き換えくださるようお願いいたします。

宿泊助成事業については、7月末現在の利用者数が1万706人と、当初の見込みより大幅に伸びており、町内施設への旅行需要の拡大が図られております。これは、県が行うあきた県民割キャンペーンとほぼ同時期に開始していることから、同事業との相乗効果によるものと分析しております。今後も、あきた県民割キャンペーンの利用期間延長に伴い多くの利用が見込まれることから、今定例会に関係予算を計上いたしておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、低所得世帯及び子育て世帯への支援を目的とした商品券及び給付金の支給事業について申し上げます。

県補助事業に加え、一部町独自に対象者を拡大して実施している新型コロナウイルス対策生活応援商品券事業については、住民税非課税世帯と児童手当受給世帯に対し、対象者1人につき1万円の商品券を支給するものであり、9月1日現在の支給状況は3,750人、商品券の総額で3,750万円、80.5%の申請率となっております。

次に、国庫補助事業で実施している子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、18歳未満の児童等を養育する住民税均等割非課税の保護者等に対し、児童1人につき5万円を支給するものであり、9月1日現在の支給状況は101人、505万円となっております。

以上の2事業につきましては、引き続き広報やホームページを通じた未申請者への申請呼びかけを行い、支給漏れのないよう努めてまいります。

次に、第2次高校生・学生支援給付金事業について申し上げます。

7月30日に申請期限を迎えたところ、申請件数が第1次支援金の給付実

績を大幅に下回る結果となりました。このため、未申請の方が多数いると推測され、保護者の方々を広く支援すべきと判断し、申請期限を9月30日まで延長いたしました。引き続き広報やホームページを通じて制度の周知を図るとともに、未申請の方におかれましては、9月30日の申請期限までに申請くださるようお願いいたします。

続きまして、企画政策課関係についてご報告申し上げます。

初めに、自治会長会議について申し上げます。

本年は、6月15日の八竜地域を皮切りに、16日に琴丘地域、17日に山本地域で開催し、自治会側から延べ79名のご参加をいただき、充実した懇談の機会となりました。主な内容といたしましては、町から今年度の主要事業の概要等について説明を行い、その後、意見交換を行ったところであります。会議の中では、空き家対策や定住・移住対策、地域の方々の生活環境等に関わるご意見等をいただいております、今後の行政運営に反映させてまいりたいと考えております。

次に、三種町町民祭について申し上げます。

10月16日、17日の開催を予定しておりました町民祭につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を考慮し、8月19日に開催した実行委員会において、昨年度に続き今年度も中止とさせていただくことといたしましたので、ご理解のほどお願い申し上げます。

また、北海道みたね会及び東京みたね会につきましても、それぞれの役員会において協議した結果、総会の開催を中止とすることとした旨のご連絡をいただいております。

次に、三種町住宅取得支援事業について申し上げます。

この事業は、若者世代、子育て世帯の定住・移住を図るため、町内に住宅を取得する方に対して最大120万円を支援する事業であります。8月20日までの実績は、新築住宅が15件、交付決定額1,580万円で、内訳は、町内施工業者との契約によるものが4件、町外施工業者との契約によるものが11件となっております。また、中古住宅は2件、交付決定額100万円となっております。住宅を新築された方の中には、本事業が定住を考えるきっかけになったと話される方もおり、若者世代や子育て世帯の定住・移住に効果があるものと考えております。今後も事業の周知を図りながら定住・移住対策を進めるため、今定例会に関係予算を計上いたしておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、クアオルト事業について申し上げます。

令和2年度にクアオルト健康ウォーキングの有効性を検証するための研究調査を実施いたしました。本調査は、放送大学と東洋大学のご協力により実現したもので、町内の60歳から80歳までの女性、計36名が、クアオルト健康ウォーキングを習慣的に実践している方、実践しない方、新たに週3回、6週間実践していただく方の3グループに分かれ、比較試験を行ったものです。調査の結果、習慣的に実践している方ほど明るく気分が前向きであ

ることや、参加することにより、血圧の低下が得られる可能性があることが報告されております。

調査へご協力いただいた皆様には感謝を申し上げますとともに、引き続きクアオルト健康ウォーキングの有効性を周知しながら実践者の拡大を図ってまいります。

続きまして、税務課関係についてご報告申し上げます。

6月定例会において、軽自動車税及び固定資産税の課税状況についてお知らせしたところでありますが、その後、個人町民税及び国民健康保険税の当初課税を行っておりますので、その概要をご報告いたします。

初めに、個人町民税の当初調定額は4億7,821万1,000円で、前年比1.88%の減となっております。

内容といたしましては、総所得額は2.07%の増となったものの、税制改正による基礎控除額拡大等の影響により、1人当たりの所得額は1.09%の減となっております。

次に、国民健康保険税について申し上げます。

当初調定額は3億4,595万7,000円で、所得割及び固定資産評価替えに伴う資産割の減、さらに軽減制度の拡充などにより前年比7.37%の減となっております。

今後は、臨戸訪問や時間外窓口の実施とともに、納税に対する理解を深めていただき、収納率向上に努めてまいります。

続きまして、福祉課関係についてご報告申し上げます。

初めに、戦没者追悼式について申し上げます。

例年8月下旬に開催している三種町戦没者追悼式については、昨年は新型コロナウイルス感染症の影響で中止したこともあり、8月26日の開催に向け準備を進めてまいりました。しかしながら、8月中旬以降、本県で新型コロナウイルス感染症への感染が急速に拡大したため、急遽本年の開催を中止させていただきました。2年連続の中止となり、遺族会を始め関係者の皆様には大変申し訳なく思っておりますが、参列者の健康と安全を最優先に考慮した上での苦渋の決断であることをご理解いただきたいと思います。

この場をお借りして、戦没者の御霊の安らかならんことを、そして、ご遺族の皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

次に、仮称三種町子育て交流施設整備事業について申し上げます。

旧山本農村環境改善センターを改修し、子育て支援及び子供、保護者等の交流拠点施設として整備する本事業につきましては、去る7月16日開催の臨時議会におきまして、建築工事、機械設備工事及び遊具購入に係る契約議案をご承認いただき、来年2月末の完成に向けて工事に着手したところであります。開設は来年4月下旬を予定しており、天候に左右されない遊びの場、交流の場を提供することで、多くの皆様から利用していただける施設となるよう準備を進めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策にも配慮し、館内各所に空間除菌設

備を設置するほか、入館時の検温や健康状態の確認、遊具等の多くの利用者が触れる箇所の定期的な消毒など、施設管理においても万全な対策を講じてまいりたいと考えております。

続きまして、健康推進課関係についてご報告申し上げます。

7月から開始した特定健診や各種がん検診などの集団健診の8月末における主な受診者数は、基本・特定健診が786名、肺がん検診が968名、大腸がん検診が882名となっており、昨年と比較すると4.2%の増となっております。また、単独日程となります胃がん検診においては10月以降に実施を予定しておりますので、申し込みくださるようお願いいたします。

なお、今後も国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入されている方の特定健診などは、医療機関での個別検診を受診することができますので、未受診者へ受診勧奨を行い、受診率の向上に努めてまいります。

続きまして、農林課関係についてご報告申し上げます。

初めに、本年産の水稻生育状況について申し上げます。

5月下旬の天候が日照不足だったことから、田植作業の時期により圃場間での生育格差が目立ったものの、7月以降の天候が高温・多照で推移したことにより、その後の生育は順調に進み、平年よりも4日ほど早い7月30日に出穂盛期を迎えております。このまま天候が順調に推移すれば例年よりも刈取り適期が早まることが予想されます。本年産米の豊作と価格の安定を強く願うものであります。

次に、有害鳥獣被害対策について申し上げます。

ツキノワグマにつきましては、多数の目撃情報が寄せられており、餌を求めて樹園地や畑地のみならず住宅地付近でも目撃されております。情報があつた際には、防災行政無線での注意喚起や教育機関等への周知、箱わなによる捕獲などを随時行っております。

8月末現在、箱わなにより捕獲した熊は11頭を数え、昨年同時期の4頭に比して大幅に増えており、ツキノワグマ対策には一定の効果があるものと考えております。

一方で、イノシシによる野菜や水稻への被害については対策が難しく、捕獲の実績もないことから、県や他自治体の取組などの情報を収集し、効果的な対策を模索するとともに、引き続き関係機関との連携を図り、人的被害の未然防止及び農作物の被害軽減に努めてまいります。

続きまして、商工観光交流課関係についてご報告申し上げます。

サンドクラフトについては、7月24日から8月31日までの期間、「砂の祭典 新たな幕開け」をテーマに開催しております。今年は、砂像展示のみの開催となりましたが、砂像彫刻家の保坂俊彦さんをはじめ国内の彫刻家の皆様からご協力をいただき、芸術性の高い砂像を展示することができました。

また、今年度は初めて竹あかりを取り入れた展示を行い、来場された方からは好評をいただいております。

ぬりえコンテストにつきましては、昨年度に引き続き実施することとし、応募期間は9月1日から9月30日までで、広報みたね9月号に台紙と申込書を掲載しておりますので、奮ってご応募くださるようお願いいたします。

三種町応援花火については、サンドクラフト実行委員会と山本地域活性化イベント実行委員会の共同により、感染症の最前線で頑張っている医療従事者の方への感謝や新型コロナウイルス感染症の終息を願い、7月30日に町内4か所で一斉に打ち上げを行っております。

ご尽力いただいた関係者の方々に心から感謝とお礼を申し上げますとともに、花火の打ち上げに際し、匿名の方からご寄附をいただいておりますので、この場を借りてお礼を申し上げます。

続きまして、建設課関係についてご報告申し上げます。

初めに、橋梁補修工事について申し上げます。

現在、山谷川橋、金光寺橋の2橋の補修工事を発注し、工事が進められております。金光寺橋については、工事期間中、大型車の通行止め、終日片側交互通行と交通が規制されることから、豊岡地区にチラシを配布し、広報みたね8月号にも規制情報を掲載し町内への周知を図っております。

工事期間中は町民の皆様にご不便をおかけいたしますがご協力をお願いいたします。

次に、公営住宅整備事業について申し上げます。

当初、千刈田住宅2棟、大町住宅2棟の建て替えを計画しておりましたが、千刈田住宅1棟、大町住宅3棟に計画を変更し工事を発注することとしております。

続きまして、教育委員会関係についてご報告申し上げます。

初めに、学校関係について申し上げます。

6月29日に1回目の三種町立小・中学校再編準備委員会を開催し、説明会や要望書として提出された意見を基に、各建設候補地についての大きな建設費用や活用財源、建設期間、各地域からの通学距離等について説明を行っております。8月5日の2回目の準備委員会では、各建設候補地について、グループに分かれて意見交換を行い、建設候補地に7つの検討項目を設け、利点や課題、疑問点について意見を伺っております。

下岩川小学校、森岳小学校の統合については、7月9日に1回目の準備委員会を開催し、所掌事項の調査等を行い、7月27日には、下岩川小学校児童のスクールバスの乗降練習を実施しております。また、8月18日に2回目の準備委員会を開催し、10月17日の下岩川小学校閉校記念式典開催に向け、準備作業を進めているところであります。

次に、生涯学習関係について申し上げます。

第13回三種町芸術文化祭が7月15日から18日まで、山本ふるさと文化館で開催され、会員の作品展示や舞台発表を行っております。

なお、9月19日に開催を予定しておりました伝統芸能の祭典 in みたねについては、新型コロナウイルス感染症の拡大を考慮し、実行委員会で中止



を決定しております。

次に、スポーツ関係について申し上げます。

10月30日、31日に仙北市で開催予定の秋田25市町村対抗駅伝ふるさとあきたラン仙北大会は、県内で新型コロナウイルス感染症が拡大している現状を踏まえ、中止が決定されております。

以上、ご報告申し上げ、行政報告といたします。

議長（金子芳継）

町長の行政報告を終わります。

日程第5. 請願・陳情（請願第1号及び陳情第4号）の一括上程、委員会付託を行います。

本定例会までに受理した請願・陳情は、請願1件、陳情1件であります。

初めに、請願第1号の紹介議員から請願内容の説明を求めます。

平賀 真議員。

2番（平賀 真）

それでは、私から請願第1号についてご説明いたしたいと思えます。

請願者は中嶋自治会の会長の田村房雄さんでございます。この方は、なお金岡地区ふれあいバス、金岡共助会の代表もお務めでございます。

内容といたしましては、ふれあいバス等料金の改正についてお願いしたいということでございます。これまで試行期間として町内は片道200円、往復300円ということで、1日乗車が300円ということになっておりますが、町外へ出た場合は片道500円、そしてまた往復ですとまた500円、1,000円という形で、町内と町外の利用の額がかなり大きな差になっているということでございます。地域によっては、町外へ出ても町内の運行利用バスよりも運行距離が短いといいましょうか、やはり、一般に利用する方々にとっては運行距離というものも勘案いただけないかという発想の下で、こういった形が提案されたと思えます。

この方の請願のほうは、一番下に書いてありますように、認可された運行区間外の料金設定の基準を統一していただきたい、また、ふれあいバスの運転者の方々の負担軽減のために、料金は単一料金にして乗車証明書の発行事務をなくしてほしいという2点でございます。

どうか議員の皆様方にはよろしくお願いいたしたいと思えます。

以上で説明を終わります。

議長（金子芳継）

請願第1号の請願内容の説明を終わります。

ただいまの説明に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議会運営委員会において、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表の

とおり、それぞれの所管の常任委員会に付託することにしてありますが、ご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

**議 長 ( 金子芳継 )**

ご異議ないものと認めます。よって、請願第1号及び陳情第4号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第6. 報告第4号「令和2年度三種町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長 ( 田川政幸 )**

それでは、報告第4号、令和2年度三種町健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告いたします。

報告第4号は、決算における実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査委員の意見を付し議会に報告するものであります。

財政の健全化判断比率の状況につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに「赤字無し」で、前年に引き続き良好な状態であります。

また、実質公債費比率は7.3%で、前年度より0.2ポイント改善したほか、将来負担比率は前年同様「該当なし」で、いずれも早期健全化基準を下回る状況となっております。

次に、企業会計における資金不足額、資金不足比率においては、全ての企業会計で資金不足が発生しておらず、良好な状態となっておりますことをご報告申し上げます。

以上であります。

**議 長 ( 金子芳継 )**

町長の提案理由の説明を終わります。

次に、代表監査委員より審査意見の報告を求めます。代表監査委員。

**代表監査 ( 田中金光 )**

**委員** おはようございます。

それでは、資料1により、令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率審査の監査委員意見について、報告をいたします。

資料1の1ページをご覧ください。

6、審査の結果を申し上げます。

三種町監査基準に準拠して、実施いたしました当該審査につきましては、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を、記載した書類が法令に適合し、かつ正確であることを認めたところであります。

7、審査の総括を申し上げます。

健全化判断比率は、普通会計、公益企業会計及び公益事業に係る特別会計とも黒字を確保し、健全化基準を相当程度下回る水準で堅調に推移しており、良好な状況にあります。

しかし、令和2年10月試算の財政の中・長期見通しによりますと、現行のサービスを維持した場合、令和3年度から収支不足に陥り、11年度には約1億5,000万、3年度から11年度までの累積は約18億3,000万まで拡大する見通しであります。

そのため、コロナの収束の見通しが立たない現状におかれましては、地域経済の情勢にも留意しつつ、緊急時に備えた財政調整基金の一定の残高確保に努める必要があると思われまます。

また、小・中学校の再編といった課題にも対応しつつ、行政サービス、行政機能の維持のため、行財政改革推進計画や公共施設管理計画などの機動的な前倒しの実行についての検討も常に進め、これまで以上に健全化判断比率に留意していただきたく思います。

資金不足比率は、全ての会計において資金の不足がなかったことが認められました。

令和2年度に公益企業会計へ移行されました下水道事業及び農業集落排水事業の動向を観察しつつ、ほかの公益企業会計についても、今後も独立採算の原則に照らし合わせた経営計画の実行により、健全で効率的な事業運営に一層努力されることを望みます。

以上、私から監査委員意見の報告を終わります。

議 長 ( 金子芳継 )

代表監査委員の審査意見の報告を終わります。

本件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

以上で報告第4号を終わります。

日程第7. 諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ( 田川政幸 )

それでは、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてご説明いたします。

現委員の小沢寿昭氏が本年12月31日をもって任期満了となることから、新たに川井紀美子氏をご推薦申し上げるものであります。

氏は、平成13年から保育士として勤務され、経験、知識とも豊かで、人権擁護委員として適任者であることから、議員の皆様からはご賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ( 金子芳継 )

町長の提案理由の説明を終わります。

本件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。  
諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。  
本件を原案に異議ない旨、答申することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）

議 長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、諮問第1号は原案に異議ない旨、答申することに決定いたしました。

日程第8．令和3年度補正予算議案（議案第54号から第61号まで）の一括上程を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（田川政幸）

それでは、議案第54号から第61号までの令和3年度一般会計及び各特別会計等の補正予算案についてご説明いたします。

議案第54号、一般会計予算の補正は、歳入歳出それぞれ1億8,004万3,000円を追加し、予算総額を106億2,156万9,000円とするものであります。

地方債の補正におきましては、限度額の変更を行うもので、町債を総額7,120万円増額計上しております。

歳出の主なものからご説明いたします。

総務費におきましては、住宅取得補助金330万円を増額計上しております。

衛生費におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業529万7,000円を増額計上しております。

農林水産業費におきましては、経営継承・発展等支援事業補助金100万円、低コスト技術等導入支援事業補助金620万円を追加計上しております。

商工費におきましては、ゆめろんのサウナ改修及びレストランのエアコン更新など合わせて389万8,000円を追加計上したほか、サンバリオ屋上の防水シート張替及び厨房排気ダスト改修工事費など、合わせて359万7,000円を追加計上しております。また、宿泊費助成金5,227万8,000円を増額計上しております。

消防費では、空き家解体費補助金230万円を増額計上しております。

諸支出金の基金費では、前年度決算実質収支額の2分の1相当額9,269万8,000円を財政調整基金へ増額計上しております。

なお、人件費におきましては、関係各款において職員手当等を増額するも

のであります。

続きまして、歳入の主なものについてご説明いたします。

地方特例交付金におきましては、交付額の確定により322万8,000円を増額計上しております。

地方交付税におきましては、普通地方交付税の交付決定により2億5,995万1,000円を増額計上しております。

なお、交付決定額は47億4,595万1,000円で、本年度一本算定となったものの、新規算定項目として地域デジタル社会推進費が算入されたこと等により、前年度比約3.2%、1億4,883万2,000円の増額となっております。

国庫支出金におきましては、衛生費国庫補助金で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金566万4,000円を増額計上しております。

県支出金におきましては、農林水産業費県補助金で、低コスト技術等導入支援事業費補助金620万円を追加計上しております。

繰入金の基金繰入金におきましては、3億461万3,000円を減額計上しております。

繰越金におきましては、前年度決算実質収支額の補正計上となっております。

町債でございますが、臨時財政対策債は、発行可能額の確定により5,180万円を増額計上したほか、道路橋りょう整備事業債1,940万円を増額計上しております。

次に、議案第55号から59号までは特別会計の補正予算であります。特別会計の補正は、基本的に前年度決算実質収支額を歳入予算の繰越金に計上し、追加経費等を除いた剰余分については予備費等へ計上する内容となっております。

それでは、主な増減内容につきましてご説明いたします。

初めに、議案第55号、令和3年度国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ2,139万8,000円を追加し、補正後の予算総額を21億3,044万2,000円とするものであります。

歳入におきましては、国民健康保険税を本算定により891万8,000円減額計上したほか、繰越金を計上しております。

歳出におきましては、予備費を増額計上しております。

次に、議案第56号、令和3年度後期高齢者医療特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ39万7,000円を追加し、補正後の予算総額を2億2,086万1,000円とするものであります。

歳入では繰越金を計上し、歳出では同額を予備費計上しております。

次に、議案第57号、令和3年度介護保険事業勘定特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ4,414万4,000円を追加し、補正後の予算総額を30億1,774万2,000円とするものであります。

歳入の国庫支出金では、介護給付費負担金、事業費補助金、合わせて420万2,000円を増額計上したほか、繰越金を計上しております。

歳出では、介護給付費準備基金積立金1,439万9,000円を増額計上したほか、諸支出金では、過年度介護給付費負担金等返還金1,298万7,000円を追加計上し、予備費を増額計上しております。

議案第58号、令和3年度介護サービス事業勘定特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ153万4,000円を追加し、補正後の予算総額を1,306万7,000円とするものであります。

歳入では繰越金を計上し、歳出では同額を予備費計上しております。

次に、議案第59号、令和3年度温泉事業特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ504万5,000円を増額し、補正後の予算総額を1億8,095万2,000円とするものであります。

歳入では繰越金を計上し、歳出では同額を予備費計上しております。

次に、議案第60号及び議案第61号は企業会計の補正予算であります。

議案第60号、令和3年度水道事業会計補正予算の主な補正内容は、資本的支出の建設改良費におきまして、宮ノ目地区配水管布設替工事実施設計業務、鹿渡北部浄水場取水流量計更新工事、合わせて750万2,000円を追加計上しております。

議案第61号、令和3年度下水道事業会計補正予算の主な補正内容は、企業債におきまして、限度額の変更を行うもので、下水道事業債を90万円減額計上しております。

収入におきましては、資本的収入の一般会計出資金1億7,674万1,000円を収益的収入の一般会計補助金に配当替えしております。

収益的支出では、下水道管路施設点検・調査業務324万1,000円を追加計上したほか、人事異動に伴う人件費の減額調整を行っております。

以上が、補正内容の概要でありますので、議員の皆様には、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議 長 ( 金子芳継 )

町長の提案理由の説明を終わります。

なお、審議につきましては、9月17日に行います。

日程第9. 条例・単行議案（議案第62号から第64号まで）の一括上程を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ( 田川政幸 )

それでは、議案第62号から議案第64号までの条例の改正案及び単行議案についてご説明いたします。

議案第62号、三種町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、国の基準改正により、保育所等の事業者が取り扱う書面等の電磁的方法による対応に関する規定を整備する等の改正を行うものであります。

議案第63号、三種町過疎地域持続的発展計画については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が本年4月1日に施行されたことに伴い、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、三種町過疎地域持続的発展計画を定めるものであります。

議案第64号、財産の取得については、消防団に配置している小型動力ポンプが、購入後15年以上経過していることから更新し、8分団に配置するものであります。契約の相手方は、能代市の株式会社能代消防センター、代表取締役川間政男氏で、契約金額1,167万3,200円、納入期限を令和4年1月31日とする購入契約を締結するものであります。

以上が、条例及び単行議案の概要でありますので、議員の皆様には、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます、議案説明といたします。

議長（金子芳継）

町長の提案理由の説明を終わります。

なお、審議につきましては、9月17日に行います。

議場内換気のため、10分間休憩します。再開は11時5分です。

午前10時54分 休憩

-----  
午前11時05分 再開

議長（金子芳継）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10. 令和2年度決算（認定第1号から第8号まで）の一括上程を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田川政幸）

認定第1号から認定第8号までは、令和2年度一般会計、各特別会計及び公営企業会計の決算について、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付すものであります。

一般会計の決算状況は、歳入120億8,889万3,000円、歳出119億92万8,000円、歳入歳出差引額1億8,796万5,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源256万8,000円を差し引いた実質収支額は1億8,539万7,000円となっております。

特別会計の決算状況は、歳入54億3,343万4,000円、歳出53億4,762万円、歳入歳出差引額8,581万4,000円となっております。

公営企業会計の決算状況は、水道事業会計では、収益的収入2億9,753万8,000円、収益的支出2億8,769万9,000円、資本的収入1億9,696万5,000円、資本的支出2億6,226万5,000円

となり、下水道事業会計では、収益的収入4億4,466万2,000円、収益的支出6億3,971万4,000円、資本的収入5億7,667万1,000円、資本的支出5億4,810万7,000円となっております。

各会計における決算の内容につきましては、この後、会計管理者及び上下水道課長から説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

**議 長 (金子芳継)**

町長の提案理由の説明を終わります。

次に、会計管理者より決算状況の説明を求めます。会計管理者。

**会計管理 (平澤仁美)**

**者** 私から令和2年度三種町各会計歳入歳出決算の概要についてご説明いたします。

資料11、令和2年度三種町各会計歳入歳出決算書の目次に続く決算総括表に従って、形式収支について申し上げます。

初めに、一般会計は、収入済額120億8,889万3,082円、支出済額119億92万8,313円となり、収入支出差引額は1億8,796万4,769円となっております。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計は、収入済額21億5,641万7,033円、支出済額21億1,610万792円となり、差引額は4,031万6,241円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計は、収入済額2億2,624万5,219円、支出済額2億2,584万6,406円となり、差引額は39万8,813円となっております。

次に、介護保険事業勘定特別会計は、収入済額28億5,514万6,883円、支出済額28億1,663万21円となり、差引額は3,851万6,862円となっております。

次に、介護サービス事業勘定特別会計は、収入済額1,194万9,112円、支出済額1,041万3,360円となり、差引額は153万5,752円となっております。

次に、温泉事業特別会計は、収入済額1億8,367万6,108円、支出済額1億7,862万9,862円となり、差引額は504万6,246円となっております。

続きまして、一般会計歳入歳出款別執行状況について、抜粋してご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

1 款の町税は14億8,768万2,685円で、歳入総額の構成比12.3%、対前年度比101.9%となっております。

3 ページをご覧ください。

12 款地方交付税は49億156万8,000円で、構成比40.5%、



対前年度比99.3%となっております。

16款国庫支出金は27億6,184万6,382円で、構成比22.9%、対前年度比414.4%となっております。

6ページをご覧ください。

一般会計歳入決算総額は120億8,889万3,082円で、対前年度比113.1%、13億9,634万8,980円の増となっております。

続きまして7ページ、歳出について申し上げます。

2款総務費は28億5,704万4,100円で、歳出総額の構成比24%、対前年度比221.2%となっております。

3款民生費は28億8,707万7,267円で、構成比24.3%、対前年度比101.4%となっております。

9ページをご覧ください。

12款公債費は10億8,120万8,685円で、構成比9%、対前年度比101.1%となっております。

一般会計歳出決算総額は119億92万8,313円で、対前年度比113.3%、13億9,687万8,240円の増、予算の執行率は全体で99.1%となっております。

各特別会計の分析結果について、ここでの説明は割愛させていただきますが、配付しております参考資料のとおりとなっております。

また、三種町各会計歳入歳出決算書には、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況を示す書類、主要な施策の成果を説明する書類を添付しており、決算参考資料には、地方債現在高に関する調書、債務負担行為に関する調書などを添付しておりますので、審査のご参考としていただきたいと思います。

以上で、各会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

**議長（金子芳継）**

会計管理者の決算状況の説明を終わります。

次に、上下水道課長より決算状況の説明を求めます。上下水道課長。

**上下水道課長（近藤光明）**

それでは、私から令和2年度水道事業会計決算及び下水道事業会計決算についてご説明いたします。

初めに、さきに配付しております令和2年度三種町水道事業会計決算書をご準備願います。

表紙を2枚めくっていただき、326ページ、収益的収支の状況であります。歳入総額は2億9,753万7,546円、歳出総額は2億8,769万8,709円で、歳入歳出差引額は983万8,837円となっております。

次に、次ページ、資本的収支の状況であります。令和2年度決算につきましては、歳入総額が1億9,696万4,599円で、歳出総額が2億6,226万4,965円で、歳入歳出差引額は6,530万366円の不

足となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

続きまして、333ページをご覧ください。

令和2年度末における三種町水道事業の給水人口は1万1,561人で、前年度に比べ310人の減、年間有収水量は121万7,906立方メートルで、2,045立方メートルの減と0.17%の減少となっております。

また、有収率は79.02%となり、前年度と比較しますと若干改善されております。

続いて347ページをご覧ください。

収支の明細についてご説明いたします。

収益的収支でございますが、収入の主なものは、使用料金収入の2億2,482万2,170円で、支出では、企業債支払利息として2,032万9,894円、減価償却費として1億4,534万5,594円、あとは電気使用料、漏水管修理費などとなっております。

続いて350ページ、資本的収支でございますが、収入では、大曲地区国道7号歩道工事に伴う水道管移設工事の国からの補償金が3,710万6,167円、宮橋架替工事に伴う添架管敷設替工事の県からの補償金が2,002万8,000円、布設替工事に伴う企業債の借入れが4,870万円、一般会計出資金が8,972万2,432円となっております。

支出では、企業債償還金として1億7,944万4,865円、建設改良費として8,282万100円などとなっております。内容は、大曲地区の配水管移設工事、宮橋橋梁添架管布設替工事ほか、各地域のポンプ取替・交換工事を行うなど、老朽化に伴う工事を行っております。

続きまして、令和2年度下水道事業会計決算書をご準備願います。

表紙を2枚めくっていただき、355ページ、収益的収支の状況であります。歳入総額は、4億4,466万2,008円、歳出総額は6億3,971万3,724円で、歳入歳出差引額は1億9,505万1,716円の不足となっております。

次に、次ページ、資本的収支の状況であります。令和2年度決算につきましては、歳入総額が5億7,667万1,140円で、歳出総額が5億4,810万7,123円となっております。

続きまして、365ページをご覧ください。

令和2年度末における三種町下水道事業の水洗化人口は9,534人で、前年度に比べ127人の減、年間有収水量は112万8,260立方メートルで、3万3,193立方メートルの増、3.03%の増加となっております。

また、有収率は82.57%となり、前年度と比較しますと若干改善されております。

続いて379ページをご覧ください。

収支の明細についてご説明いたします。

収益的収支でございますが、収入の主なものは、使用料金収入の1億8,586万760円で、次ページの支出では、企業債支払利息として7,844万828円、減価償却費として3億6,918万2,205円、あとは電気使用料、機器修繕費などとなっております。

続いて383ページ、資本的収支でございますが、収入では、事業債及び平準化債の借入れが1億9,840万円、一般会計出資金が3億7,488万2,000円となっております。

次ページの支出では、企業債償還金として5億2,604万7,523円、建設改良費として2,205万9,600円などとなっております。

決算書には財務諸表のほか、付属書類として、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益的収入及び支出明細書、資本的収入及び支出明細書、未収金の内訳、固定資産明細書、主な資産の概要、企業債明細書が添付されておりますので、ご参考としていただきたいと思います。

以上で水道事業会計及び下水道事業会計の説明を終わらせていただきます。

**議 長** (金子芳継)

上下水道課長の決算状況の説明を終わります。

次に、代表監査委員より審査意見の報告を求めます。代表監査委員。

**代表監査** (田中金光)

**委員** それでは、決算基金運用審査について、資料12により、令和2年度一般会計・特別会計、決算及び基金運用審査の監査委員意見について、資料13により、令和2年度公益企業会計、決算審査の監査委員意見についてご報告いたします。

初めに、資料12の1ページをご覧ください。

令和2年度一般会計・特別会計、決算審査及び基金運用審査の6、審査の結果を申し上げます。

三種町監査基準に準拠し、実施してきました当該審査につきまして、決算、その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であることを認めたところがあります。

また、町長から提出されました基金の運用を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われていることを認めたところがあります。

2ページをご覧ください。

7、審査の総括を申し上げます。

令和2年度決算における予算現額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年ベースの事務事業が実施できない中、新型コロナウイルス感染症、緊急経済対策や新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金などの関連事業の実施により、前年度決算における予算現額を13億円以上も

上回る結果となりました。

度重なる緊急事態宣言の発出とワクチン接種の遅れなどにより、次年度以降も地方経済に影響を与えるものと懸念されますことから、当年度の交付金活用事業を速やかに評価し、継続した対応策の実施に努めていただきたいと思います。

歳入においては、当町の自主財源の割合は20%で推移しており、前年度は、前述の臨時交付金などもあり、前年度比2.7ポイント減の20.6%となりました。

依然として地方交付税の財源に大きく依存している状況でありますことから、町税の貴重な自主財源の確保に意を用いていただきたいと思います。

特に、入湯税につきましては、令和元年度における申告税額の未収や、当年度における特別徴収義務者の申告漏れなど、町民の信頼を損ないかねない事例が続いておりますことから、適切かつ効率的な課税、そして収納事務に努められるよう申し上げます。

収入未済額につきましては、負担公平性の確保のため、初動対応を強化した上で、毅然かつ適切な対応に求めるべきものではありませんが、一方で、回収の実現性のない私債権につきましては、議会に諮り、早期整理を図るとともに、債権管理条例の制定について検討されることも望みます。

歳出においては、投資経費が山本公民館・山本総合支所建設工事の終了により減となり、補助費等は新型コロナウイルス感染症、緊急経済対策において特別定額給付金事業が実施されたため大幅な増となっております。

なお、施策や事業の結果・成果であります計数の管理にまだ甘さが見られます。

今後においては、単年度主義に陥ることなく、掲げた目標への責任感を持ち、前年度比較等によるPDCAサイクルを的確に繰り返し、事務事業の不断の改善につながることを期待するものであります。

また、町ホームページは、事務事業のイベント、魅力発信の媒体として高い信頼性を持って最大の効果を発揮すべきものであります。当町のホームページにつきましては、網羅的、平面的であり、検索性にも不便を感じるものでありますことから、移住・定住に向けたアピールなど、時勢を鑑みた機動的な対応により情報発信力を強化する必要があると思われれます。

人口減少社会における町民一人の顔がよく見え、意見を吸い上げられるという利点を生かし、三種町がどのような地域社会を目指すのか常に意見交換を行い、共助の精神を育み、コロナ後を見据えた官民協働による施策を強力に推進し、地域力の維持・向上につなげていくことを望むものであります。

次に、資料13の1をご覧ください。

令和2年度公益企業会計、決算審査の6、審査の結果を申し上げます。

三種町監査基準に準拠して実施いたしました当該審査については、決算、その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であることを認めたところであります。

2 ページをご覧ください。

7、審査の総括を申し上げます。

初めに、水道事業であります。

水道料金の収納率は94.4%と前年度に比して0.5ポイントの改善が図られておりますが、公営企業経営としての収入の安定を確保するため、引き続き未納者に対する適切な対応、特に初動対応を強化し、収納率の向上に努められることを望みます。

水道料金の収納未済額につきましては、既に消滅時効期間の2年を経過しているものの、時効の援用がないため存置されている債権も存在していると思われま

す。旧来の多額個別分と、それ以外の一般分を区分管理し、回収の実現性のないものを決算に計上しているのは、公営企業の経営の実態を正確に表していないという問題もありますことから、速やかにかつ適切に最終処理を進めるよう申し上げます。

今年度は、町内の一部地域における節水の協力要請が相次ぎました。

水道は、町民の日常生活や様々な事業活動に欠かせない重要なライフラインでありますので、直ちに抜本的に対応策を検討し、実施に移すよう申し上げます。

さらに、今後多発が懸念される災害時の危機管理対策に万全を期するとともに、より効率的な事業運営により、供給原価のさらなる逡減に努め、高い安全性と信頼性を維持されることを望むものであります。

次に、下水道会計であります。

下水道使用料の収納率は86.9%、農業集落排水使用料の収納率は91.1%といまだ低位にありますので、受益者負担の公平性を確保する観点からも、未納者に対する適切な対応、特に初動対応を強化し、収納率の向上に努められることを望みます。

使用料の不納欠損につきましては、今後も適切に処理を講じていただきたく思います。

下水道は、町民の安全・安心、快適な生活を支える重要なインフラとして、汚水の処理や公共用水域の水質保全などの役割が期待されますので、令和3年度に策定が完成するストックマネジメント計画に基づき、下水道施設が計画的に維持管理されることを望むものであります。

以上、私からの監査委員意見の報告を終わります。

**議長（金子芳継）**

代表監査委員の審査意見の報告を終わります。

日程第11、「決算特別委員会の設置について（認定第1号から第8号までの委員会付託）」を議題といたします。

お諮りいたします。

認定第1号「令和2年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第8号「令和2年度三種町下水道事業会計決算の認定について」まで

は、15人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、この特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、認定第1号から第8号までは、15人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、審査を付託することに決定いたしました。

日程第12. 「決算特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りいたします。

決算特別委員会の委員は、三種町議会委員会条例第6条第3項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、決算特別委員会の委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

なお、正副委員長及び分科会の構成についても同名簿のとおりといたします。

議 長 ( 金子芳継 )

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

-----  
午前11時42分 散 会